

第3編 風水害

第1章 予防対策

第1節 水害及び土砂災害の予防

第1 治水

1 河川の現況

平成24年4月1日現在

区分	名称	流路延長	幅員標準	流量
一級河川	越辺川	35,800m	220.0m	850 m ³ /S
一級河川	鳩川	6,820m	48.6m	200 m ³ /S
準用河川	内川	2,800m	8.8m	39 m ³ /S
準用河川	大橋川	2,900m	14.3m	82 m ³ /S
準用河川	泉井川	3,050m	5.0m	17 m ³ /S
準用河川	黒石川	2,750m	5.0m	18 m ³ /S

2 河川の改修

町の管理河川である準用河川については、平地を流れる河川であることに加えて、改修工事も堀込み河道による積みブロック工法により、ほぼ全線にわたり整備されているため、浸水等の被害は極めて少ないと考えられる。

3 浸水想定区域の指定状況

(1) 湛水想定区域の想定状況

湛水想定区域とは 条例の規定に基づき、過去における洪水の状況を基に湛水することが想定される区域として、知事が指定した区域をいう。県土整備部河川砂防課は、昭和33年9月の台風17号(狩野台風)及び昭和57年9月の台風18号の実績降雨でシミュレーションしたものに、平成18年5月末までに完成した主要な治水施設の効果能力を勘案し、湛水想定区域図を作成している。それによると、本町において、越辺川流域の一部で、0.75～1.00m、あるいは、1.00～1.25mの湛水が想定される区域が設定されている。

【図1-1-3 参照】

第2 地すべり対策

本町には、地すべり危険箇所(国土交通省所管・農林水産省所管)、地すべり防止区域(農林水産省所管)などの指定はない状況である。

第3 土石流対策

1 土石流危険渓流の概要及び指定状況

(1) 現況

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、溪床勾配 3° 以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害の及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいう。

本町には土石流危険渓流はない状況にある。

2 砂防指定地の概要及び指定状況

(1) 砂防指定地の概要

砂防指定地とは、土砂の流失による被害を防止するため砂防設備を設置し、又は、当該区域に行われる一定の行為の禁止若しくは、制限を行う区域であって、国土交通大臣が指定した土地をいう。

(2) 砂防指定地の指定

ア 知事は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地は、関係部局と協議のうえ砂防法第2条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達することができる。

国土交通大臣は「砂防指定地指定基準」に基づき、砂防指定地として、これを指定することができる。

〈砂防指定地指定基準〉

- (ア) 渓流の縦横浸蝕により土砂の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は著しく顕著となるおそれのある区域
- (イ) 土砂等の生産、流送若しくは堆積により河川流域に及ぼす被害が著しく大であり、又はそのおそれのある区域
- (ウ) 地すべり防止区域で治水砂防のため、渓流に砂防設備を必要とする区域
- (エ) 山腹の急傾斜地等の崩壊により、直接河川等に土砂害を与えるおそれのある区域
- (オ) 風水害、震災等によって、河川及び河川流域に土砂が流出又は堆積し、緊急に対処しなければならない区域
- (カ) 土地の形質を変更した場合、河川及び河川流域への土砂流失等により、治水防止上著しい影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある開発予想区域
- (キ) 公共の開発事業との関連上、砂防設備の設置が必要と認められる区域
- (ク) その他、治水上砂防のため特別の理由があるとき

イ 指定の効果

砂防指定地は、告示によってその効力を生じ、地方行政庁は、その管内の砂防指定地を管理しなければならない。

主なる指定の効果は、次のとおりである。

- (ア) 砂防設備を設置できること。
- (イ) 一定の行為の禁止、制限

埼玉県砂防指定地管理条例により、のり切、切土、掘削、盛土等の土地の形状変更、土石の類の採取又は岩石の採掘、工作物の新築等又は除却、立竹木の伐採若しくは抜根又は滑下若しくは地引きによる運搬、当該砂防指定地を管轄する県土整備事務所長の許可を受

けなければならない。

砂防指定地 平成 25 年 4 月 1 日現在

幹川名	小支川名	溪流名	指定年月日	指定番号
越辺川		鳩川	S43.12.12	第 3553 号
〃		唐沢川	S32.08.06	第 979 号
〃		〃	S38.10.02	第 2555 号
〃		〃	S38.11.11	第 2803 号
〃		〃	S40.11.19	第 3291 号
〃		〃	S42.05.31	第 1701 号

第 4 急傾斜地対策

1 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策

(1) 現況

急傾斜地法による急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して 30° 以上の角度をなし、その高さが 5m 以上の急傾斜で、斜面の上下部に人家が 5 戸以上ある箇所である。本町では 4 箇所となっている。(図 1-2-1)

【資料編 1-2-1 「急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地法）」】

また、急傾斜地崩壊危険区域が 2 箇所指定されている。(図 1-2-1)

急傾斜地崩壊危険区域 平成 25 年 4 月 1 日現在

箇所名	所在地		指定年月日	指定番号	面積
	大字	字			
重 郎	石 坂	重 郎	S46.10.22	第 1393 号	0.47ha
上澤・池田	石 坂	上沢・池田	H4.6.12	第 849 号	2.06ha

その他に、土砂災害防止法による、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の調査の際に表示された急傾斜地崩壊危険箇所が 22 箇所ある。(図 1-2-2)

【資料編 1-2-2 「急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害防止法）」】

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

ア 知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上である土地をいう。）で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする場合は関係市町村長の意見をきいて「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として、指定することができる。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

(ア) 急傾斜地の高さが 5m 以上

(イ) 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、病院、旅館等に危険が生ずるおそれがあるもの

イ 指定の効果

急傾斜地崩壊危険区域の指定は、公示するとともに、その旨を関係市町村に通知しなければならない。

主なる指定の効果は次のとおりである。

(ア) 行為制限

水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(イ) 土地所有者等の土地保全の努力義務

(ウ) 改善措置の命令

(エ) 急傾斜地崩壊防止工事の施工

(オ) 災害危険区域の指定

(3) 急傾斜地崩壊防止対策

ア 対策工事

県は、急傾斜地法第12条の規定に基づき対策工事を進めている。

イ 土地所有者に対する防災措置の指導

県は必要に応じ、急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者又は被害を受けるおそれのあるものに対して、崩壊防止工事の施工、その他、必要な措置をとることを勧告することができる。

ウ 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

町は、県から急傾斜地崩壊危険箇所の資料提供を受け、かつ指導を受ける。

県からの資料及び指導の結果をもとに、町民に対して危険箇所の周知徹底を図るものとする。

第5 山地災害対策

1 山地災害危険地区の予防措置

(1) 現状

山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出によりもたらされる。本町における山腹崩壊危険地区は5地区ある。(図 1-2-3)

(2) 保安林の指定

町土の保全上特に必要な森林を保安林に指定し、適正に維持管理を行う。

ア 保安林の指定

(ア) 水源かん養保安林

森林土壌が雨水を吸収して、川に流れる水量を調節し、洪水等を防止する。

(イ) 土砂流出防備保安林

表土の浸食、土砂の流出による土石流等を防止する。

(ウ) 土砂崩壊防備保安林

急峻な山地の崩壊を防止する。

イ 指定の効果

保安林の指定は、町土保全上必要な機能を持ち備えた健全な森林を将来にわたり維持していくことを目的とし、山地災害から町民の生活を守ることにつながるものである。この保安林を維持していくため、次の制限がある。

(ア) 立木伐採、土地の形質変更時に知事の許可を受けなければならない。

(イ) 立木伐採後の植栽義務

なお、これに併せ税金の免除、減額等の措置が講じられている。

(3) 山地災害対策

ア 予防対策

(ア) 危険箇所の実態調査及びパトロールの強化

町は、山地災害を未然に防止し、又災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、事前措置として危険箇所の地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び山地災害が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し、防災パトロールを実施するものとする。

(イ) 所有者等に対する防災措置の指導

危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対し擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう強力に指示するものとする。

イ 治山事業の推進

山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業の推進を図っている。また、県の彩の国5か年計画では土砂災害防止対策の推進を施策として、治山事業による災害防止施設の整備を推進している。

ウ 山地災害危険地区の情報提供

町は、県から山地災害危険地区の資料提供を受け、町民に対して危険地区の周知徹底を図るものとする。

第6 土砂災害警戒避難体制の確立

町は、土砂災害危険箇所について、警戒避難体制の整備を図るため、以下の事項について県より指導を受け、指導に基づく適正な警戒避難体制の確立を図るものとする。

1 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害危険箇所の周知、情報の提供

(2) その他警戒避難体制のために必要な事項

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定に努める。

町は、指定された土砂災害警戒区域において、警戒避難体制の整備を講ずるよう努める。

(1) 基礎調査の実施

県は、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

知事は、町長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

町は、警戒区域ごとに情報の収集及び伝達、予報や警報の発令と伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、土砂災害に関する情報の伝達、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難の実施に必要な情報を住民に周知するよう努める。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

知事は、町長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

ア 住宅宅地分譲地、災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為に関する許可

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ 著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

第2章 応急対策

第1節 応急活動体制

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町内の区域を管轄し、又は管轄区域内の災害応急対策について、責任を有する機関は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織（以下「災害応急対策組織」という。）に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策組織の活動に協力するものとする。

第1 活動体制

1 町の活動体制

(1) 責務

町は、町内に災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、近隣市町村、県及び指定地方行政機関並びに町に關係のある公共的団体及び町民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

(2) 活動体制

ア 組織、配備体制

町は、(1)の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。

この場合における町の災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県に準ずるものとする。

イ 災害救助法が適用された場合の体制

町は、町内に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事項を補助するものとする。

この場合における町の救助体制についても、県の指導によりあらかじめ定めておくものとする。

2 指定地方行政機関等の活動体制

(1) 責務

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等並びに防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

イ 職員の派遣

町災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第2 配備体制

1 配備体制基準

災害時における職員の配備基準及び配備対象者は、以下のとおりとする。

配備体制	配備基準	活動内容	配備対象職員
待機体制	①洪水注意報発表時 ②台風が接近し、被害の発生が予測される場合 ③気象警報発表時 ④その他災害の発生又は発生のおそれがあるとき	情報収集を行い得る体制	総務課防災担当者
警戒体制	災害が発生又は発生が予測される場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	各課局長以上の者
緊急体制	災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予測される場合	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	各主幹以上の者
非常体制	相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合	組織及び機能の全てを挙げて活動する体制	全職員

※現場等管理に従事している職員については、配備対象職員以外であっても状況に応じて自主参集して災害に対応していくものとする。

警戒体制及び緊急体制は、災害対策本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進するものとする。

非常体制は、災害対策本部を設置して、災害対策活動を推進するものとする。

2 配備体制の決定

(1) 待機体制、警戒体制

総務課長が状況を判断して決定する。

(2) 緊急体制、非常体制

総務課長が町長の承認を得て決定する。

(3) 決定者不在の場合

総務課長が不在の場合は、まちづくり整備課長が代理を務め、また、まちづくり整備課長も不在の場合は、総務課及びまちづくり整備課防災担当者の中で次の職責の者が代理を務め、速やかに配備体制を決定するものとする。

3 警戒体制及び緊急体制時の対応

警戒体制及び緊急体制時には、通常の組織をもって災害に対応するが、災害情報の収集・伝達等については、災害対策本部設置時に準じて行うものとする。

4 夜間・休日等の勤務時間外における体制

(1) 日常の体制

- ア 昼間（午前8時30分から午後5時15分）においては、職員の日直体制をとっている。
- イ 夜間（昼間の時間帯以外）においては、委託している警備会社に電話（夜間電話）が転送され、警備会社から総務課職員に連絡が入る体制をとっている。

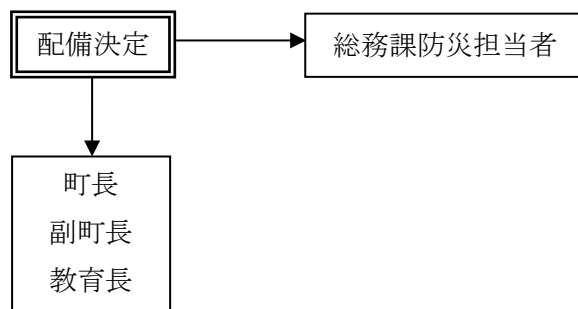
(2) 災害発生直後の初期対応

- ア 日直者又は警備会社から連絡を受けた総務課職員は、速やかに総務課及びまちづくり整備課防災担当職員に連絡する。
- イ 総務課及びまちづくり整備課防災担当職員は、直ちに所定の場所に参集し、被害等を収集分析して、迅速な配備体制の決定とともに、関係機関等への連絡、要請等の初期対応を適切に行う。
- ウ 昼間の場合において日直者は、担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。
- エ 動員計画に組み込まれている職員は、動員伝達により、直ちに所定の場所に参集して初期対応を行う。

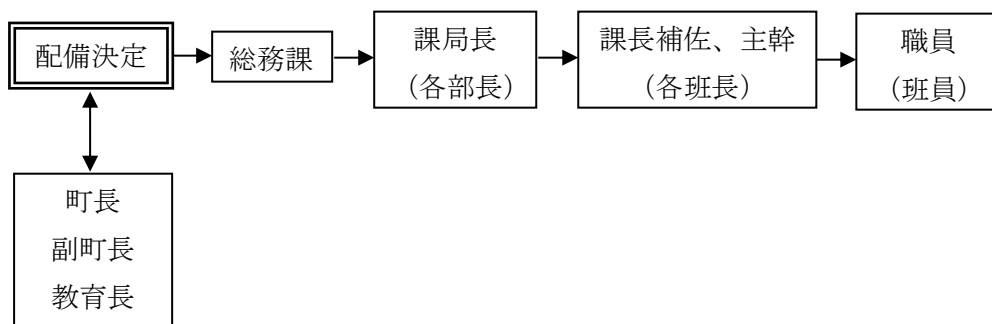
5 職員の動員体制

(1) 動員系統

ア 待機体制



イ 警戒体制、緊急体制、非常体制



(2) 動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。

ア 勤務時間内

総務課職員が庁内放送、電話及び防災行政無線等で周知する。

イ 夜間・休日等の勤務時間外

電話及び防災行政無線等で行う。

(3) 情報伝達が不可能な場合の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が可能となった場合には、職員自らの判断により、所属の課局に参集し、災害対策本部の各部長及び各班長の指示を受けるものとする。

ア 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努めるものとする。

イ 職員は、災害発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず配備体制基準に従い状況を判断し、自主的に登庁するものとする。

(4) 非常参集

職員は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、以下に示す場所に非常参集するものとする。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所属の課に参集するよう努めるものとする。

ア 非常参集場所

(ア) 役場庁舎

(イ) 学校、公民館等の指定避難場所

イ 非常参集体制の整備

町は、非常参集の際に人員を効果的に配備するため、あらかじめ職員の居住地分布を把握しておくものとし、交通途絶を考慮して役場までの移動経路についても平常時の経路以外に数経路を確認しておくものとする。

(5) 参集時の留意事項

ア 職員は、参集に際し、安全かつ活動しやすい服装で参集する。

イ 職員は、参集途中において、人命に危険のある事故等に遭遇したときは、付近住民と協力して適切な処置をとらなければならない。

ウ 職員は、参集途上に知り得た被害状況、又は災害情報を参集後にすみやかに所属部長及び班長に報告しなければならない。

エ 交通途絶時における職員の参集は、自転車、バイク、徒歩のいずれかによるものとする。

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町内の区域を管轄し、又は管轄区域内の災害応急対策について、責任を有する機関は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織（以下「災害応急対策組織」という。）に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策組織の活動に協力するものとする。

第3 災害対策本部

「第2編 第2章 第1節 第3 災害対策本部」に準ずる。

第2節 災害情報の収集

災害時における防災関係機関相互の通知、指示、通報等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、関係各機関は、使用可能な通信手段を講じるとともに、大地震の際は、有線電話の途絶を予想した体制を確立しておくものとする。

第1 災害時の通信体制

「第2編 第2章 第2節 第1 災害時の通信体制」に準ずる。

第2 風水害時に収集すべき情報

1 警戒段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
1 雨量等の 気象情報 の収集	①予警報の内容予想される降雨及び災害の程度	発表後即時	<ul style="list-style-type: none"> 熊谷地方気象台 気象庁アメダス、雨量レーダー 	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ 県防災行政無線 防災行政無線 消防用無線 電話
	②降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	毎時 (随時)	<ul style="list-style-type: none"> 町、消防署独自の雨量観測値・県河川監視要員 町職員、消防署員、消防団員の警戒員 	
	③河川の水位等 河川の水位・流量等の時間変化	随時	<ul style="list-style-type: none"> 区組織 住民 	
	④内陸滞水の状況	随時		
2 地域の災害情報の収集	河川周辺地域及び災害危険箇所における発災危険状況 (河川の氾濫(溢水、決壊)の予想される時期、箇所) (土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象)	異常の覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> 町職員、消防署員、消防団員の警戒員 区組織 住民 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 消防用無線 電話
3 住民の情報の収集	①警戒段階の避難実施状況 (避難実施区域、避難人数、避難所等) ②自主避難実施状況	避難所収容後	<ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者、勤務要員 消防署員、消防団員 西入間警察署 区組織 住民 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 消防用無線 警察無線 電話

2 発災段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
1 発災情報	①河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ②がけ崩れ、地すべり土砂災害の発生状況（発生箇所、時期、種類、規模等） ③発災による物的、人的被害に関する情報。特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想され事態に関する情報	発災状況の覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場 ・災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎 ・町職員、消防署員、消防団員 ・西入間警察署 ・各公共施設（避難所） ・区組織 ・住民 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・消防用無線 ・警察無線 ・防災行政無線
	④ライフラインの被災状況応急対策の障害となる各道路・橋梁・電気・水道・電話通信施設等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・防災行政無線 ・県防災行政無線 ・災害応急復旧用無線電話
2 住民の避難状況	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数避難所名等）	避難所収容の後	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所管理者、勤務職員 ・消防署員、消防団員 ・西入間警察署 ・自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・消防用無線 ・警察無線 ・電話

3 復旧過程

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
1 全体的な被害状況	各地区毎の所定の様式に基づく物的人的被害の確定値	豪雨が一応収束した段階	・町職員	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・電話
2 住民の避難に関する情報	①避難所周辺の状況（再避難等対策の必要性）、避難住民に必要な措置事項 ②今回の災害時に開設された避難所名、収容人員（世帯数）、避難を行った住民の地区名、開設、収容時刻閉鎖の日	避難所への収容後事態が納まった段階	・避難所勤務要員（町職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・防砂行政無線 ・消防用無線 ・電話

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
3 ライフラインの復旧見通し	①電気、水道及び電話等の通信機器施設の破損、復旧状況 ②道路・橋梁の破損、復旧状況	豪雨の収束とともに即時	・各ライフライン関係機関	・電話 ・防災行政無線 ・災害応急復旧用無線電話
4 各関係機関の応急復旧対策の実施状況	①応急復旧工事等の実施、進捗状況 ②食料、物資等の調達、支給状況 ③その他 環境対策情報他 (大型ごみ、崩壊土砂の回収)		・防災関係機関	・電話 ・防災行政無線 ・県防災行政無線

第3 被害情報の通信体制

「第2編 第2章 第2節 第3 被害情報の通信体制」に準ずる。

第3節 広報広聴活動

「第2編 第2章 第3節 広報広聴活動」に準ずる。

第4節 自衛隊災害派遣

「第2編 第2章 第4節 自衛隊災害派遣」に準ずる。

第5節 応援要請・要員確保

「第2編 第2章 第5節 応援要請・要員確保」に準ずる。

第6節 応援の受入

「第2編 第2章 第6節 応援の受入」に準ずる。

第7節 災害救助法の適用

「第2編 第2章 第7節 災害救助法の適用」に準ずる。

第8節 注意報・警報

災害関係の気象、警報等の情報及び被害情報の収集ならびに伝達は、災害応急対策実施の基本となるため、以下の計画によりその万全を期するものとする。

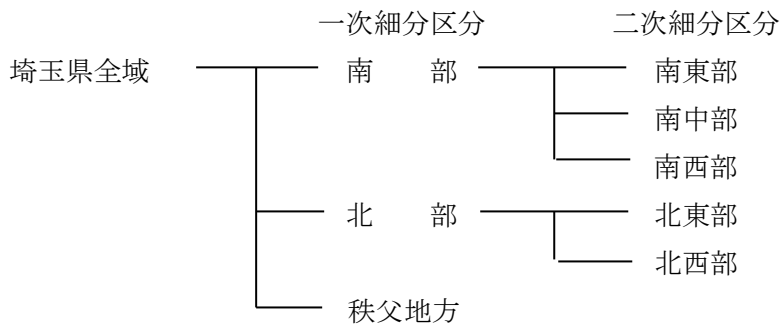
第1 注意報・警報の概要

1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報、警報等

(1) 熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりとする。

ア 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次区分として県内を3つの地域に、二次区分とし南部を3地域、北部を2地域に細分して行う。



イ 注意報・警報の細分区域

当町の区域は、「北部」の「北西部」に位置する。

(2) 熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、注意報、警報、情報等を発表し関係機関に通報する。

(3) 注意報・警報等の種類及びその内容は次のとおりである。

●注意報・警報等の種類及びその内容

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	風雪注意報	平均風速が 11m/s 以上で、雪を伴い被害が予想される場合。
		強風注意報	平均風速が 11m/s 以上で、主として強風による被害が予想される場合。
		大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合。 その基準は、次の条件に該当する場合。 1時間雨量が30mm以上の場合 3時間雨量が50mm以上の場合 24時間雨量が60mm以上の場合
		大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合。 24時間の降雪の深さが 10 cm以上と予想される場合。
		濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は次の条件に該当する場合。 濃霧によって視程が 100m以下になると予想される場合。
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 その基準は次の条件に該当する場合。 最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合。
		着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起これると予想される場合。
		霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合。 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合。
		低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。 冬期：気象官署所在地で気温が - 6℃以下になると予想される場合。
		※地面現象注意報	地面現象注意報
	※浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起これるおそれがあると予想される場合。
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起これるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合。 1時間雨量が30mm以上、かつ総雨量が60mm以上 3時間雨量が50mm以上、かつ総雨量が60mm以上 24時間雨量が80mm以上
	※に適合するもの 水防活動の利用	水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水注意報		洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

種 類			発 表 基 準
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		暴風雪警報	平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合。 1時間雨量が60mm以上 3時間雨量が100mm以上 24時間雨量が200mm以上
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合、24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合。
	※地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合。
	※浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合。 1時間雨量が60mm以上 3時間雨量が100mm以上 24時間雨量が200mm以上
	※に適合するもの 水防活動の利用	水防活動用 気象警報	大雨警報
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

(注) ① 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。

② 地面現象注意報・警報と浸水注意報・警報は大雨注意報・警報に含めて行う。

③ 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

(4) 気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方气象台が発表する。

記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100mmである。ただし、大雨警報の発令されている間に行う。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、高温に関する情報などがある。

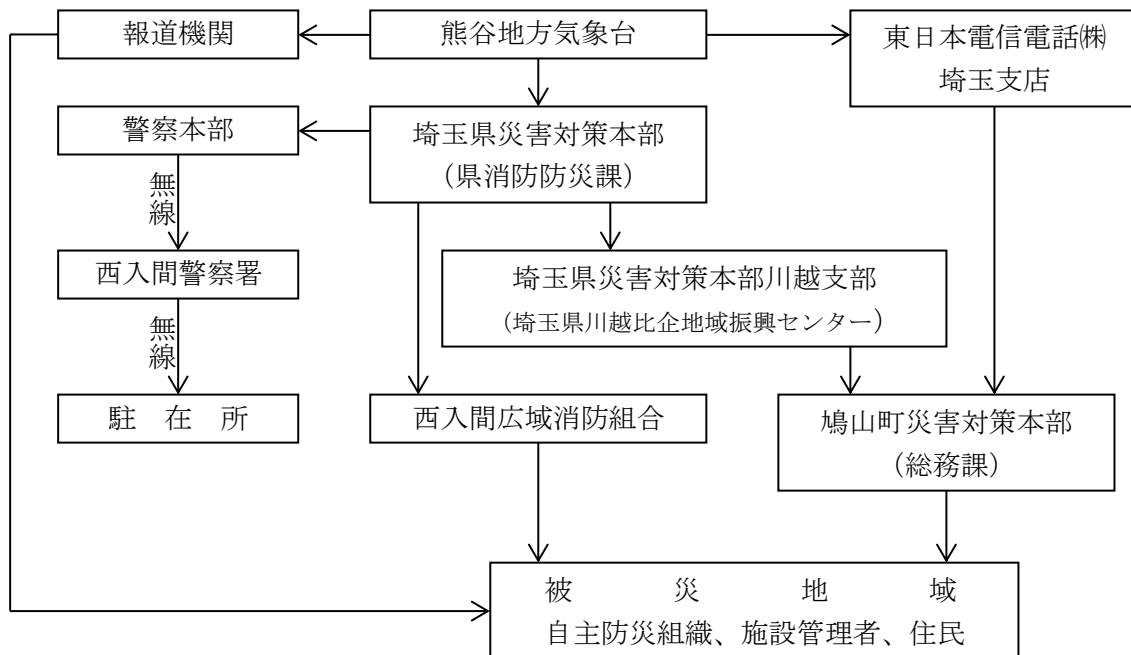
2 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく気象状況の通報等

熊谷地方气象台長が気象の状況から火災の危険があると認めたとき、その状況を埼玉県知事に通報する。通報基準はおおむね次のとおりである。

- (1) 最小湿度が 25%以下、実効湿度が 50%以下となる見込みのとき（乾燥注意報の発表基準と同じ。）。
- (2) 最小湿度が 30%以下、実効湿度が 60%以下で平均風速が 10m/s 以上となる見込みのとき。
- (3) 平均風速が 13m/s 以上になる見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は除く（乾燥注意報の発表基準と同じ。）。

第2 注意報・警報の伝達

1 伝達系統



2 実施責任者

警報等の伝達及び住民への広報実施責任者は、総務課長とする。

第3 洪水予報

1 洪水予報の発表

(1) 洪水予報の種類

洪水注意報及び洪水警報の2種類とし必要な場合には洪水情報を発表する。

(2) 洪水予報の発表の基準

ア 洪水注意報は、予報地点のいずれかの水位が警報水位を越える洪水となることが予想されると発表される。

イ 洪水警報は予報地点の水位がすでに警戒水位を越え計画高水位程度、もしくはそれを越えるかあるいは重大な災害が起こることが予想される場合に発表する。

ウ 洪水情報は洪水注意報及び洪水警報の内容を修正する場合であって注意報及び警報として更新する程度のものでないと認められるとき、又は注意報と警報の補足説明が生じたときに発表する。

(3) 洪水情報の更新

洪水注意報又は洪水警報は、洪水の状況に応じて逐次更新するものとし、更新の内容は次のものがある。

- ア 洪水注意報から新たな洪水注意報に更新される場合
- イ 洪水注意報から洪水警報に更新する場合
- ウ 洪水警報から新たな洪水警報に更新される場合
- エ 洪水警報から洪水注意報に更新する場合

アからエまでに掲げる各場合において洪水の状況に応じてその内容の全部または一部を更新することができるものとする。

(4) 洪水予報の解除

- ア 洪水注意報は洪水による危険が去ったものと認められるとき速やかに解除する。
- イ 洪水警報はいったん洪水注意報に更新してから解除することを原則とする。
- ウ 洪水注意報又は洪水警報は、実施区域を分割して解除することができる。

第9節 水防・土砂災害対策

第1 水防活動

1 町における措置

- (1) 町長は、県及び各関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、必要に応じて、関係機関及び住民その他関係のある全ての団体に伝達するものとする。
- (2) 本町における注意報及び警報等の伝達者は、災害対策本部設置までの間、総務課が行うものとし、責任者を総務課長とする。
- (3) 勤務時間外に伝達される注意報及び警報等については、日直者がその伝達を行うものとする。

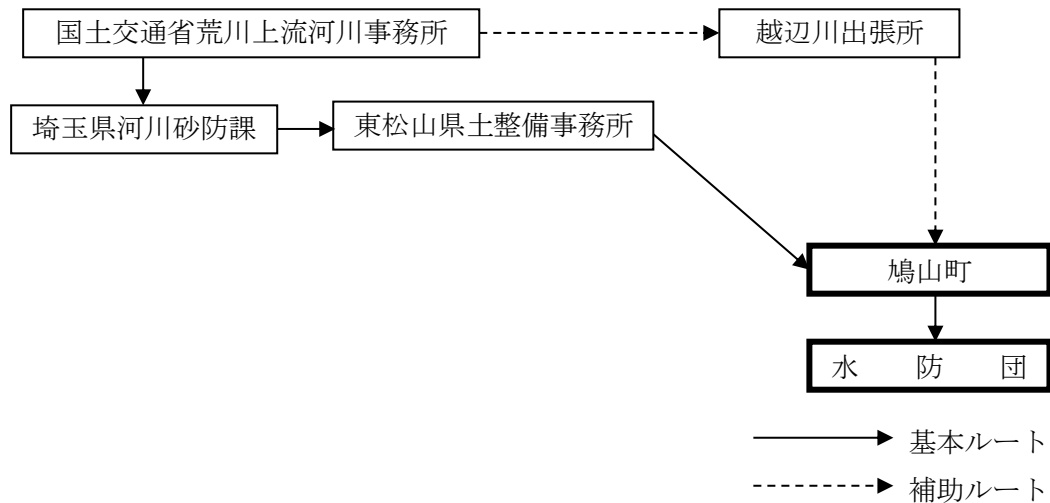
同時に日直者は、総務課長に対しても連絡を行い、その後の対応を確認する。

2 水防法に定める水防警報

町における水防警報については、水防法第10条4の規定に基づき、以下の基準による。

(1) 水防警報

ア 通報系統



イ 水防警報の種類

種類	内 容
待機	出水、あるいは水位の上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。また、水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが水防活動をやめることはできない旨警告するもの。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨警告するもの。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。
解除	水防活動を必要とする出水状況が、解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨通告するもの。

第2 土砂災害対策

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、市町村が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

埼玉県と熊谷地方気象台は、大雨警報発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表する。

(1) 発表対象地域

土砂災害の危険の認められない市町を除き、当町のほか47市町村が対象地域となっている。

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

ア 発表基準

(ア) 大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

(イ) より嚴重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

イ 解除基準

(ア) 降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

(イ) 無降雨状態が長時間続いている場合

(3) 伝達系統

伝達系統は、第8節 注意報・警報の第2の伝達系統による。

(4) 発表に対する町の対応

土砂災害警戒情報の発表により、警戒体制となった場合は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

2 情報の収集・伝達

(1) 町は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めるものとする。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。

(2) 町は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。

(3) 町は、土砂災害警戒情報等が発令された場合、土砂災害警戒区域に該当する区長・自治会長や社会福祉施設管理者等に対し、県及び町で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。

(4) 町は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

3 避難誘導

町は、本計画書「第3編 第1章 第1節 水害及び土砂災害の予防」で指摘されている土砂災害の恐れのある箇所周辺の周辺住民等に対し、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行っていくものとする。

また、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力での避難が困難な災害弱者に対しては、関係施設の管理者ほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

4 二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、以下の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
- (2) 安全が確認されるまで「第3編 第1章 第1節 水害及び土砂災害の予防」で示した崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等の実施。
- (3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の積極的な設置・整備、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。

第10節 避難

「第2編 第2章 第11節 避難」に準ずる。

第11節 救急救助・医療救護

「第2編 第2章 第9節 救急救助・医療救護」に準ずる。

第12節 緊急輸送

「第2編 第2章 第13節 緊急輸送」に準ずる。

第13節 飲料水・食料・生活必需品の供給

「第2編 第2章 第14節 飲料水・食料・生活必需品の供給」に準ずる。

第14節 遺体の取扱い

「第2編 第2章 第16節 遺体の取扱い」に準ずる。

第15節 環境衛生

「第2編 第2章 第17節 環境衛生」に準ずる。

第16節 応急住宅対策

「第2編 第2章 第19節 応急住宅対策」に準ずる。

第17節 文教対策

「第2編 第2章 第20節 文教対策」に準ずる。

第18節 避難行動要支援者への配慮

「第2編 第2章 第21節 避難行動要支援者への配慮」に準ずる。

第3章 復旧復興

第1節 災害復旧

「第2編 第3章 第1節 災害復旧」に準ずる。

第2節 災害復興

「第2編 第3章 第2節 災害復興」に準ずる。

第3節 生活再建への支援

「第2編 第3章 第3節 生活再建への支援」に準ずる。